

お知らせ

平成26年10月20日

保健福祉局

担当 保健福祉部監査指導課

TEL 744-1153

担当 子育て支援部保育課

TEL 251-2390

京都市認可保育所「せいしん幼児園」に対する特別監査実施結果について

京都市認可保育所「せいしん幼児園」において、平成26年7月30日（水）にプール活動中の4歳児が救急搬送され、同年8月6日（水）に死亡する事案が発生しました。

当該事案の重大性に鑑み、本市では、同年9月16日（火）から、同園に対して児童福祉法及び社会福祉法に基づく特別監査を実施してきました。

このほど、特別監査の実施結果に基づき「京都市認可保育所『せいしん幼児園』に対する調査報告書」として取りまとめましたので、お知らせします。

この報告書は、特別監査によって明らかとなった問題点を示すとともに、本市から同園に対して児童福祉法に基づく「改善勧告」を行い、今後このような事案が発生しないように、事案の解明及び再発防止のための取組を徹底的に行い、安心・安全な保育環境を再構築しようとするものです。

1 特別監査の概要及び監査実施に当たっての視点

(1) 実施期間

平成26年9月16日（火）～平成26年10月17日（金）

(2) 実施内容

園職員に対する聴き取り調査（派遣職員等を除く53名）

書類検査（施設運営、児童処遇、会計経理及び法人運営関係書類）

(3) 実施体制

本市職員延べ58名（監査指導課 39名、保育課 19名）

(4) 監査の視点

次の視点から、事実関係、原因と課題及び責任の所在を明らかにし、再発防止に向けた厳正な対応を行う。

ア 事案発生時の状況及び日常のプール活動の管理状況

イ 事案発生後の園の対応

ウ 日常の園運営

2 「せいしん幼児園」（以下「園」という。）の概要

(1) 運営法人

社会福祉法人 正親福祉会（理事長 城戸 京子）

(2) 所在地

京都市上京区裏門通中立売下る高台院堅町207

(3) 児童数と職員体制（平成26年7月30日現在）

	せいしん幼稚園	第二せいしん幼稚園（夜間保育園）
園長	城戸京子	小西由紀子
定員	245名（入所児童数263名）	30名（入所児童数43名）
職員体制	保育士 43名（常勤換算後41名／配置必要数40名） 調理員 7名，用務員 2名，運転手 2名，事務員 4名	

3 「調査報告書」について

特別監査の実施結果に基づき、「京都市認可保育所『せいしん幼稚園』に対する調査報告書」を別添のとおり作成しました。

4 明らかとなった問題点

特別監査の結果，発生時の状況，発生後の園の対応及び日常の運営について，次の問題点が明らかとなりました。

(1) 発生時の状況から見る問題点

児童のプール活動・水遊びについては，他の児童との接触等による転倒や，水中で異常が発生しても発見しにくいこと，また，ごくわずかな水深であっても溺れることがあることなど，様々なリスクがある。

今回の特別監査において実施した聴き取り調査等によっても，発生の原因について特定するには至らなかったが，以下のように，園においてリスクへの配慮が十分できておらず，リスクに対応しうる体制が構築できていなかったことが判明した。

ア 事案発生時の監視体制の不十分さ

プール活動において各保育士の役割分担がなく，専らプールの監視を行う者の位置付けが明確にされていなかった。

このため，プールサイドにいた保育士も，記録の記入等のためプールから一時目を離していたなど，児童に十分目が行き届いているとは言えない状況にあった。

イ プール活動に対する事前の事故防止対策についての不徹底

平成26年6月に通知された「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（厚生労働省通知）を職員に周知しておらず，救命講習は行われていたが，プール活動の開始に当たり，通知に記載されていた「専ら監視を行う者を指定する」こと等の事前教育が行われていなかった。

(2) 事案発生後の取組が不十分

当該児の保護者への説明責任を果たしていなかった。また，事案の解明及び再発防止を進めるための園としての主体的な取組が不十分であり，組織的なマニュアルの再点検や，再発防止策の検討なども行われておらず，園は保護者に対して納得できる説明ができていない。

(3) 園の保育・運営体制の問題点

ア 児童の安全対策の不十分さ

危機管理マニュアルの周知・活用及び事故報告書作成等が不徹底であり，職員に対する事故防止研修も不十分であった。

イ 監査における虚偽の報告

当該事案に関する園内報告用の事故報告書について、他の職員が作成したにもかかわらず、事案当事者が作成したように装った。

保護者から指摘のあった、昨年度のプールでのけがの事案など、過去の事案についても、発生当時に作成されていたように書類が整えられていたが、実際には最近になって作成されていた。

これまでから、本市指導監査において提示した資料において、実際には食べていない給食の検食を園長が行った旨の虚偽の記載を行っていた。

園長の指示により、保育士のシフト表から調理担当と報告されていた補助職員（調理師資格保有者）の部分を削除し、特別監査において本市に提出した。

ウ 不適切な財務管理

園長の給与について、給与規程に定める給与表を作成せず、理事会での議決や報告もしていなかった。

保育との関係や目的・内容が不明瞭な支出がみられた。（ホテルでの飲食費など）

エ 園運営において児童より自分への対応を優先させる園長の姿勢

職員への聴き取りによると、朝のあいさつなど、園長個人への対応のため、保育士が十分保育に携われないことがあった。

園長は給食の検食を行わなかっただけでなく、調理担当職員に指示し、本来の業務である児童の給食以外に園長専用食を調理させていた。

また、園が割り振るべき職員の指定休について、不要な「休暇届」を提出させるとともに、取得に当たり事前の「あいさつ」や事後の「お礼」を行わせていた。

5 改善勧告の実施について

明らかとなった問題点を踏まえ、事案の解明と施設運営の改善を図るため、法人及び施設に対し、児童福祉法第46条第3項に基づく「改善勧告」による強力な指導を実施します。

なお、園が勧告事項に従わない場合は、改善命令や事業停止命令等の厳しい措置を講じることとします。

(1) 勧告事項

ア 事案の解明及び責任の明確化並びに厳正な対処について

本報告書の内容も踏まえ、当該事案に係る「調査委員会」に速やかな報告を求めるなど、法人及び園として当該事案の解明に主体的に取り組むとともに、管理職員及び関係職員の責任の明確化と法人としての厳正な対処を求める。

イ 安全管理体制の再構築について

プール活動に限らず、施設運営のあらゆる場面に関して早急に安全面の総点検を行い、事故防止及び対応マニュアルを策定し、研修の実施等による職員への周知徹底及び保護者への周知を求める。

ウ 適切な施設運営の確立について

本市指導監査における虚偽の報告に関する責任の明確化及び厳正な対処を求める。

不適切な財務処理を見直すとともに、責任の明確化及び厳正な対処を求める。

法人のガバナンス（統治）の下、安全管理体制の再構築及び適切な施設運営の確立

を早急に推進することを求める。

保育園運営の中心に児童の安心安全を据えた、児童本位の運営に改めていくとともに、言いたいことが言えない職場環境等、園運営の課題も踏まえ、風通しのよい職場づくりに向けた取組に努めることを求める。

(2) 報告期限

上記アに関するもの 平成26年12月19日（金）

上記イ及びウに関するもの 平成26年11月10日（月）

6 今後の取組について

(1) 保護者への対応

本報告書については、10月21日（火）夜に、同園入所児童の保護者に対する説明会を開催し、不安の解消及び理解の促進を図ります。

(2) 事案の解明について

園が設置した「調査委員会」に本市もオブザーバーとして参画し、本市の「調査報告書」について情報提供するとともに、早急に事案の解明に取り組むよう、園を通じて働き掛けていきます。

また、「調査委員会」の調査によって明らかとなった事実については、保護者にも丁寧に説明するよう、引き続き園を指導していきます。

(3) 市内全保育園に対する取組について

ア 今回の事案を受け、市内全保育園に対しては、改めて注意喚起の通知を発出するとともに、各種説明会等の機会を通じて、保育園における安全管理について指導を実施します。

イ とりわけ、プール活動・水遊びにおける様々なリスクを各園が理解し、各園の状況を踏まえた児童の安全確保のルールづくりが進められるよう、具体的な対応をとりまとめていく。

ウ また、通常の保育園運営に関して、本市において着眼点を具体的に記載した「自主点検表」を作成し、各園が自主的に運営の適正化とサービスの向上を図るよう、指導していきます。